

南アルプス市の給与・定員管理等について

(南アルプス市人事行政の運営等の状況報告)

平成19年度版

1. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
18	72,692	26,817,560	965,951	5,372,164	20.0	20.5

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費	(参考)類似団体平均
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	一人当たり給与費
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
18	647	2,553,945	389,045	1,049,170	3,992,160	6,170	6,032

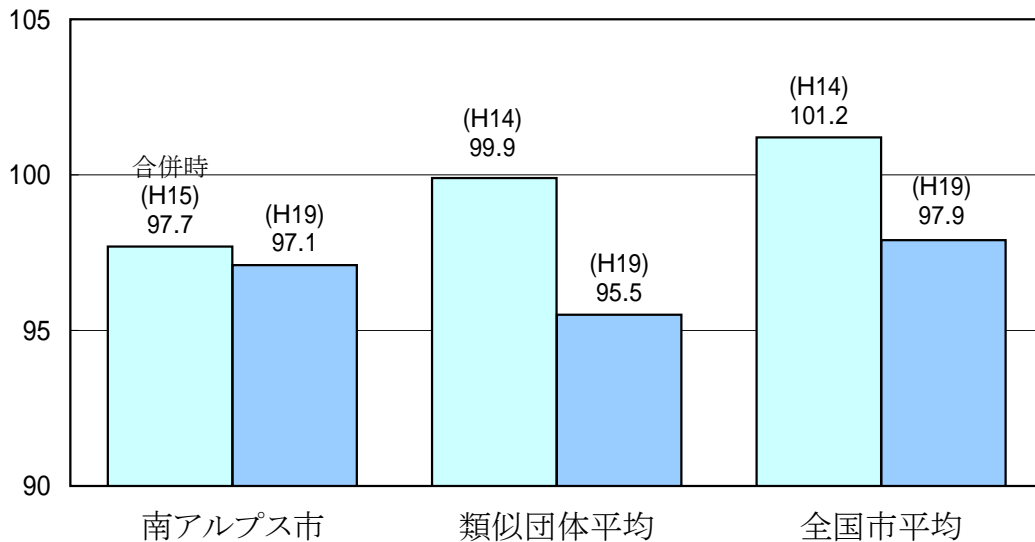
1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数である。

※H19総務省資料より
(19年4月1日)

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(参考) 1 山梨県のラスパイレス指数は、(平成17年度)100.0、(平成18年度)99.6となっています。

2 南アルプス市の平成17年度のラスパイレス指数は、96.6です。

2. 職員の平均給与額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（19年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
南アルプス市	42.1 歳	340,600 円	387,200 円	371,300 円
山梨県	43.2 歳	354,988 円	420,257 円	384,665 円
国	40.7 歳	325,724 円	— 円	383,541 円
類似団体	43.6 歳	337,098 円	394,193 円	365,471 円

※H19山梨県資料より
(19年4月1日)

※H19総務省資料より
(19年4月1日)

※H19総務省資料より
(19年4月1日)

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
南アルプス市	51.6歳	12 人	264,400 円	277,300 円	274,300 円	—	—	—	—
うち用務員	58.3 歳	4 人	297,000 円	311,300 円	311,300 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.37
うち学校給食員	51.6 歳	8 人	262,700 円	278,100 円	272,300 円	調理師	39.9 歳	292,100 円	0.95
山梨県	49.0 歳	265 人	343,573 円	384,037 円	361,019 円	—	—	—	—
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	— 円	320,514 円	—	—	—	—
類似団体	48.3 歳	67 人	292,657 円	317,883 円	305,183 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
南アルプス市	—	—	—
うち用務員	4,934,300 円	3,284,300 円	1.50
うち学校給食員	4,410,300 円	4,006,600 円	1.10

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～平成18年の3年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全一致しているのではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
南アルプス市	38.2 歳	320,300 円	369,500 円	353,100 円
国	— 歳	— 円	— 円	— 円
類似団体	39.8 歳	306,090 円	368,007 円	333,716 円

※H19総務省資料より
(H19年4月1日)

- (注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査にお明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特
手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（19年4月1日現在）

区 分		南アルプス市	山梨県	国
一般行政職	大学卒	170,200 円	176,800 円	170,200 円
	高校卒	138,400 円	142,800 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	135,600 円	145,100 円	—
	中学卒	120,200 円	127,700 円	—
消 防 職	大学卒	193,400 円	—	—
	高校卒	156,000 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（19年4月1日現在）

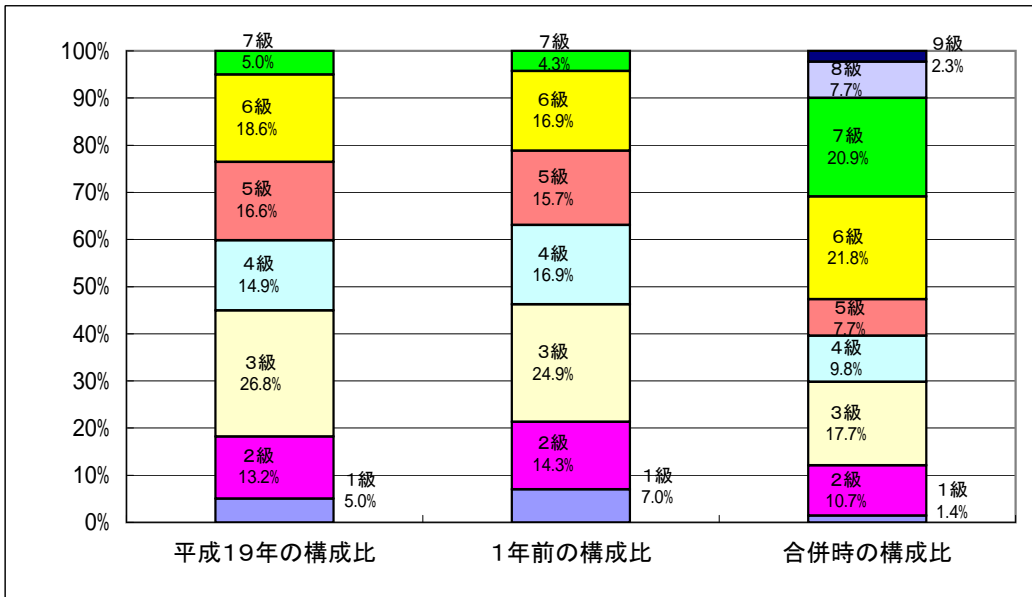
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	262,400 円	306,400 円	360,500 円
	高校卒	208,800 円	262,400 円	306,400 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	265,200 円
	中学卒	- 円	- 円	248,100 円
教 育 職	大学卒	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円
消 防 職	大学卒	267,900 円	- 円	- 円
	高校卒	233,600 円	267,900 円	332,300 円

3. 一般行政職の級別職員数の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（19年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	部長、参事	20 人	5.0 %
6 級	参事、課長、課長補佐	75 人	18.6 %
5 級	課長補佐、主幹	67 人	16.6 %
4 級	副主幹	60 人	14.9 %
3 級	主査、副主査	108 人	26.8 %
2 級	主任	53 人	13.2 %
1 級	主事、技師	20 人	5.0 %

- (注) 1 南アルプス市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度を導入していないため、昇給への勤務成績は反映していません。
平成20年度より人事評価制度の試行を実施。施行状況を検証の上、反映をする予定

4. 職員の手当の状況

(1) ①期末手当・勤勉手当

南アルプス市	山梨県	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,659 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,819 千円	—
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15% ・管理職加算 措置なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

人事評価制度を導入していないため、勤勉手当への勤務成績は反映していません。
平成20年度より人事評価制度の試行を実施。施行状況を検証の上、反映をする予定

(2) 退職手当（19年4月1日現在）

南アルプス市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 45～59歳(3～30%)他		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 50～59歳(2%～20%)	
1人当たり平均支給額	6,423 千円	24,250 千円	1人当たり平均支給額	資料提供なし	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（19年4月1日現在） **本市では、該当なし**

支給実績(17年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	

(4) 特殊勤務手当（19年4月1日現在）

支給実績(18年度決算)		6,341 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		54,200 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		16.0 %	
手当の種類(手当数)		条例手当数 8(うちH18支給手当数 6)	
手当の名称	支給職員	支給業務	左記職員に対する支給単価
慈恵寮特殊業務手当	市立養護老人ホーム勤務職員	入寮者の看護、生活指導、調理等を行う看護師、生活指導・介護職員、栄養士、調理員	給料月額4/100
野犬処理従事手当	野犬処理従事職員	野犬処理業務に従事した職員	1日につき1,000円
救急業務手当	消防署職員	救急業務に従事した消防職員	1回につき250円 救急救命士1回につき350円
夜間特殊業務手当	消防署職員	消防職員で交代制勤務を正規の勤務としている者が、深夜に通信業務に従事したとき	深夜の勤務時間が5時間超250円 2時間～5時間170円 2時間未満140円
火災出動手当	消防署職員	火災出動に従事した職員	出動1回につき、ポンプ車隊員等300円、はしご車隊員等510円
滞納整理手当	収納課職員	市税等の滞納整理に関する事務又は補助事務に従事した職員	月額3,000円
防疫等作業手当	防疫等従事職員	感染症の患者等の救護、その物件の処理、病原体の検査、死体の処理に従事した職員	従事した1日(死体解剖は1時間)あたり、500円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	右記の業務に従事した職員	行旅病人の保護及び病院等への収容又は死体処理等に従事した職員	1回につき1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	131,573 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	217 千円
支給実績(17年度決算)	146,700 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	241 千円

(6) その他の手当(19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員に支給 ①配偶者 13,000円/月 ②配偶者以外の扶養親族 6,000円/月 (配偶者非扶養の場合は1人目 6,500円/月) (配偶者がいない場合は1人目 11,000円/月) 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき 5,000円加算	同じ		77,519 千円	254,161 円
住居手当	自己所有の家又は借家等に居住する職員に支給 ①自己所有住宅居住職員 4,000円/月 ②借家・借間居住職員 家賃額に応じて最高27,000円まで	①異なる ②同じ	①2,500円/月 ※新築・購入から5年間を限度に支給 ②家賃額に応じて最高27,000円/月	33,575 千円	106,927 円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 ①交通機関等利用者 6ヶ月定期券等の額を一括支給(ただし、月額換算55,000円を限度) ②交通用具使用者 ・4輪車使用者 通勤距離2km～20kmのとき 距離に応じて3,000円～11,800円を支給、20kmを超えるとき 1kmにつき580円を加算 ・2輪車等使用者 通勤距離に応じて2,000円～24,500円を支給 ③ ①及び②の併用者 ①及び②によりそれぞれ算出した額の合計額	①同じ ②異なる ③同じ	②4輪車使用者と2輪車使用者の区分なし	26,389 千円	52,049 円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給 支給額4,000円/回	同じ		8,354 千円	17,587 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 5,000円～9,000円/回支給	異なる	役職等に応じ6,000円～18,000円を支給	622 千円	124,400 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後5時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員(消防職員にあっては、睡眠時間中に割り振られて勤務する職員)に支給 勤務した時間に対し、1時間当たりの給与額に25/100を乗じた額	同じ		2,579 千円	53,729 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の特殊性に基づき規則で定められた職にある者に支給 役職に応じ 41,600円～75,200円を支給	異なる	役職に応じ46,300円～139,300円を支給	57,388 千円	652,136 円

5. 特別職の報酬等の状況（19年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市長	800,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,089,000 円 / 636,300 円
	副市長	640,000	円	895,000 円 / 542,000 円
	教育長	578,000	円	-
報酬	議長	400,000	円	551,000 円 / 269,000 円
	副議長	360,000	円	507,000 円 / 228,000 円
	議員	350,000	円	475,000 円 / 213,000 円
期末手当	市長、副市長、収入役、教育長	(18年度支給割合) 4.4 月分		
	正副議長、議員	(18年度支給割合) 3.3 月分		
退職手当		(算定方式)	(1期目の手当額)	(支給時期)
	市長	給料月額×在職月数×0.42	16,128,000	期間ごと
	副市長	給料月額×在職月数×0.25	7,680,000	
	教育長	給料月額×在職月数×0.20	5,548,800	
	備考			

※H18総務省資料
(18年4月1日現在)

(注) 退職手当の「1期目の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6. 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分 部門	職 員 数					主な増減理由	
	平成15年 合併時	平成17年	平成18年	平成19年	対前年増減数 18-19		
一般行政部門	正式任用	499	482	479	466	13	指定管理移行、業務の縮小
	再任用職員(常勤)					0	
	再任用職員(短時間)					0	
	任期付職員(常勤)					0	
	任期付職員(短時間)					0	
	任期付研究員					0	
小 計	499	482	479	466	13		
特別行政部門	正式任用	195	181	169	162	7	欠員不補充
	再任用職員(常勤)					0	
	再任用職員(短時間)					0	
	任期付職員(常勤)					0	
	任期付職員(短時間)					0	
	任期付研究員					0	
小 計	195	181	169	162	7		
公営企業等会計部門	正式任用	82	82	86	91	5	業務の増、新規事業
	再任用職員(常勤)					0	
	再任用職員(短時間)					0	
	任期付職員(常勤)					0	
	任期付職員(短時間)					0	
	任期付研究員					0	
小 計	82	82	86	91	5		
合 計	776	745	734	719	15		

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いている。以下同じ。

(2) 職員の採用及び退職等の状況(平成18年度)

区分 職種	採用	退 職					合計
		定年	勸奨	早期退職	普通	その他	
一般行政職	人 11	人 11	人 0	人 5	人 4	人 2	人 22
技能労務職		3					3
消 防 職				1			1
合計	11	14	0	6	4	2	26
(構成比%)		53.85	0.00	23.08	15.38	7.69	100.00

(注) 「その他」には、死亡、任期満了が含まれる。

(3) 職員の昇任及び降任の状況(平成18年度)

職種	昇 任			降 任
	課長補佐	課長級	部長級	
一般行政職	6人	4人	3人	0人
技能労務職				
消防職	0	0	0	0
合計	6	4	3	0
(構成比)	0.8%	0.5%	0.4%	

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

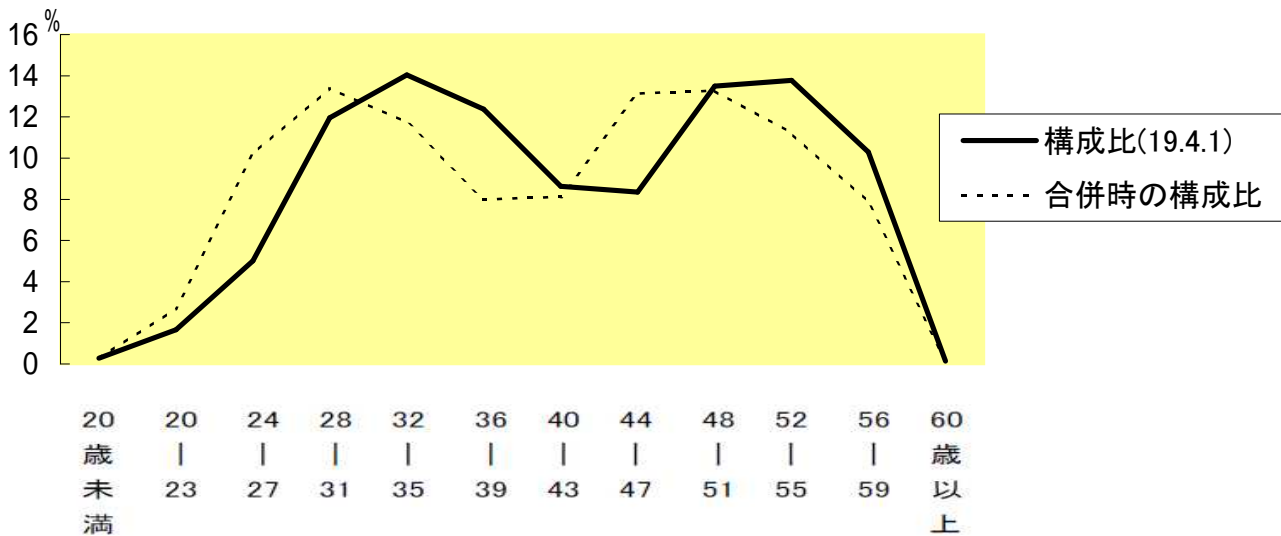
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成18年	平成19年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	市民活動事務の増、育児休業職員人事課付
		総務	129	132	3	
		税務	29	29	0	
		労働	0	0	0	
		農水	28	28	0	
		商工	12	11	1	
		土木	51	48	3	
		民生	182	173	9	
	衛生	44	41	3		
		計	479	466	13	(参考) 人口1万人当たり職員数 64.05人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数(H19) 70.36人)
	教育部門	88	80	8	欠員不補充	
	消防部門	81	82	1	消防士欠員補充	
	小 計	169	162	7	(参考) 人口1万人当たり職員数 86.31人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 94.80人)	
公営企業会計等部門	病院				事務の統廃合・効率化	
	水道	38	37	1		
	交通	1	1	0		
	下水道	14	14	0		
	その他	33	39	6		
	小 計	86	91	5	産業立地推進室設置、特定健診事務	
合 計		734	719	15	(参考) 人口1万人当たり職員数 98.82人	
		[757]	[757]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は条例定数の合計であり、平成17年2月に改正しました。

(5) 年齢別職員構成の状況（19年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	2人	12人	36人	86人	101人	89人	62人	60人	97人	99人	74人	1人	719人

(6) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

※集中改革プラン期間内

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
706人	672人	34人	4.8%

企業局除く全職種

② (参考)南アルプス市行政改革実施計画(集中改革プラン)における定員管理の数値目標(数)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年4月1日	平成22年4月1日	34人の減

企業局除く全職種

③ 定員適正化手法の概要

- ア 民間等委託 指定管理者制度の積極的な活用を図り、外部民間委託を進める。
- イ 組織・機構改革 行政需要に対応した組織・機構の見直しを計画的に行う。
- ウ 事務事業の見直し 事務事業評価システム構築し、事業評価を行う。スクラップ・アンド・ビルドを原則とする。
- エ 公務能率の向上 組織目標及び組織目標を設定し、取り組むための目標管理制度を導入する。

④ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区 分		H17年	18年	19年	20年	21年	22年	18年～22年	数値目標
部 門		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	
一般行政	減員	100	15	21				36	
	増員	83	12	8				20	
	差引	17	3	13				16 55.17%	29
	職員数	482	479	466				466	453
特別行政 （教育、 消防）	減員	25	17	9				26	
	増員	11	5	2				7	
	差引	14	12	7				19 146.15%	13
	職員数	181	169	162				162	168
公営企業 等会計 （企業局）	減員	2		1				1	
	増員	0						0	
	差引	2	0	1				1 25.00%	4
	職員数	39	39	38				38	35
公営企業 等会計 （企業局除 く）	減員	2	5					5	
	増員	4	9	6				15	
	差引	2	4	6				10 25.00%	8
	職員数	43	47	53				53	51
総計	減員	129	37	31				68	
	増員	98	26	16				42	
	差引	31	11	15				26 68.42%	38
	全職員数	745	734	719				719	707

※職員数には、教育長を含める。

- （注） 1 計画期間は、18年～22年の5年間である。
 2 （％）内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。
 4 特別行政（教育、消防）部門の内訳は、⑤定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の内訳の＜特別行政部門＞欄を参照のこと。

定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の内訳

<一般行政部門>

(各年4月1日現在)

部門	区分	H17年	18年	19年	20年	21年	22年	18年~22年 計	数値目標	手法(事由)の概要
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目			
議会	減員	2						0	0	(減員理由) (増員理由)
	増員							0	0	
	差引	2	0	0				0	0	
	職員数	4	4	4				4	4	
総務	減員	17	4	2				6	21	(減員理由) (増員理由)
	増員	15	1	5				6	6	
	差引	2	3	3				0	15	
	職員数	132	129	132				132	117	
税務	減員							0	0	(減員理由) (増員理由)
	増員	3	2					2	5	
	差引	3	2	0				2	5	
	職員数	27	29	29				29	32	
民生	減員	36	3	11				14	17	(減員理由) (増員理由)
	増員	25	3	2				5	4	
	差引	11	0	9				9	13	
	職員数	182	182	173				173	169	
衛生	減員	30	1	3				4	2	(減員理由) (増員理由)
	増員	26	2					2	0	
	差引	4	1	3				2	2	
	職員数	43	44	41				41	41	
農林	減員	14						0	2	(減員理由) (増員理由)
	増員	3	1					1	2	
	差引	11	1	0				1	0	
	職員数	27	28	28				28	27	
商工	減員		6	1				7	5	(減員理由) (増員理由)
	増員	5						0	0	
	差引	5	6	1				7	5	
	職員数	18	12	11				11	13	
土木	減員	1	1	4				5	7	(減員理由) (増員理由)
	増員	6	3	1				4	8	
	差引	5	2	3				1	1	
	職員数	49	51	48				48	50	
計	減員	100	15	21				36	54	
	増員	83	12	8				20	25	
	差引	17	3	13				16	29	
	職員数	482	479	466				466	453	

<特別行政部門>

(各年4月1日現在)

部門	区分	H17年	18年	19年	20年	21年	22年	18年~22年 計	数値目標	手法(事由)の概要
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目			
教育	減員	20	16	9				25	24	(減員理由) (増員理由)
	増員	6	5	1				6	11	
	差引	14	11	8				19	13	
	職員数	99	88	80				80	86	
消防	減員	5	1					1	4	(減員理由) (増員理由)
	増員	5		1				1	4	
	差引	0	1	1				0	0	
	職員数	82	81	82				82	82	
計	減員	25	17	9				26	28	
	増員	11	5	2				7	15	
	差引	14	12	7				19	13	
	職員数	181	169	162				162	168	

<公営企業等会計部門>

(各年4月1日現在)

部門	区分	H17年	18年	19年	20年	21年	22年	18年~22年 計	数値目標	手法(事由)の概要
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目			
水道	減員	1		1				1	5	(減員理由) (増員理由)
	増員							0	2	
	差引	1	0	1				1	3	
	職員数	38	38	37				37	35	
交通	減員	1						0	1	(減員理由) (増員理由)
	増員							0	0	
	差引	1	0	0				0	1	
	職員数	1	1	1				1	0	
下水	減員							0	0	(減員理由) (増員理由)
	増員	3						0	2	
	差引	3	0	0				0	2	
	職員数	14	14	14				14	16	
その他	減員	2	5					5	5	(減員理由) (増員理由)
	増員	1	9	6				15	11	
	差引	1	4	6				10	6	
	職員数	29	33	39				39	35	
計	減員	4	5	1				6	11	
	増員	4	9	6				15	15	
	差引	0	4	5				9	4	
	職員数	82	86	91				91	86	

7. 職員の勤務時間 ※全職種

(1) 勤務時間の状況(平成19年4月1日現在)

1週間の勤務時間

40時間

一般職員の勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時刻	その他
8時30分	17時30分	12時00分 ～ 13時00分	～ 時 分 ～ 時 分

18

(2) 一般職員の年次有給休暇の使用状況

平成18年1月1日～平成18年12月31日の平均使用日数

9.7 日

(3) 特別休暇等の状況(平成18年)

年度	付与日数	
1 選挙権その他公民権の行使	その都度必要期間	日
2 証人、鑑定人、参考人として官公署出頭	その都度必要期間	日
3 ドナー休暇・骨髄提供休暇	その都度必要期間	日
4 ボランティア休暇	5日以内	日
5 結婚休暇	5日以内	日
6 妊娠中又は出産後の通院休暇	1～4週に1回	日
7 産前休暇	6週間(多胎14週間)	日
8 産後休暇	8週間	日
9 育児休暇	1日2回各30分以内	日
10 妻の出産休暇	2日以内	日
11 子の看護のための休暇	5日以内	日
12 忌引休暇	父母配偶者が7日	日
13 父母の祭日(法要)休暇	1	日
14 夏季休暇	3日以内	日
15 感染症まん延防止休暇	その都度必要期間	日
16 住居の滅失・損壊の場合	その都度必要期間	日
17 災害・交通機関の事故等により、出勤が困難な場合	その都度必要期間	日
18 退勤途上の危険を回避する場合		日
19 組合休暇		日
20 生理休暇	その都度必要期間	日
21 リフレッシュ休暇		日
(その他制度化されている休暇を列記する)		日

(4) 育児休業及び部分休業の取得状況(平成18年度)

	育児休業 取得者数	うち両休業 取得者数	部分休業 取得者数	平成17年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員			
				(育児休業 対象者数)	うち 育児休業 取得者数	うち 両休業 取得者数	うち 部分休業 取得者数
男性職員	-----	-----	-----	16			
女性職員	6 ----- 13	-----	-----	6	6		
計	6 ----- 13	-----	-----	22	6		

- (注) 1 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段には平成18年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段には育児休業(部分休業)の期間が平成17年度から18年度にかけて引き続いていてる者の数を記入する。
- 2 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段の平成18年度に新たに育児休業を取得した者の数には「平成18年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員で育児休業(部分休業)した職員」と「平成17年度中に育児休業が取得可能となったが、平成18年度に新規に育児休業(部分休業)をした職員」の両方が含まれるので、「平成18年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち育児休業取得者数」、「平成18年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち部分休業取得者数」、「平成18年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち両休業取得者数」の各々と必ずしも一致するわけではなく、また下回ることはない。

(5) 介護休暇の取得状況(平成18年度)

	介護休暇 取得者数	休暇の取得形式			
		計	全日型中心	時間型中心	その他
男子職員	-				
女子職員	-				
計	-				

8 . 職員の分限及び懲戒 ※全職種

(1) 分限処分数(平成18年度)

(単位:人)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
-	-	-	-	-	-

- (注) 1 対象職員は、一般職に属するすべての職員である。
- 2 分限処分者数
- ア 平成18年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしている。
- イ 失職制度は広義の分限として位置づけられたものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなしている。

(2) 処分事由別分限処分者数

(単位:人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務成績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)	-	-	-	-	-	-
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1項)	-	-	-	-	-	-
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)	-	-	-	-	-	-
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第2項第2号)	-	-	-	-	-	-
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)	-	-	-	-	-	-
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-
法第28条第4項により失職した場合	-	-	-	-	-	-

(注) 1 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延数である。

2 法とは地方公務員法をいうものである。

(3) 懲戒処分数(平成17年度)

(単位:人)

戒告	減給	停職	免職	合計
-	-	-	-	-

(4) 処分事由別懲戒処分者数

(単位:人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反(法第29条第1項第1号)					
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)					
合 計	-	-	-	-	-

9. 職員の服務 ※全職種

(1) 服務規律の遵守(平成18年度)

任命権者	取組内容	職員への周知方法
市長 議会議長 選挙管理委員会 代表監査委員教育委員会 公平委員会 消防長	地方公務員法、市職員服務規程等に基づき、公務員としての自覚と行動について周知徹底した。 懲戒処分に関する基準を制定した。	インフォメーション、庁議等

(2) 兼業の許可の件数の推移(平成16年度～平成18年度)

(単位:件)

任命権者	平成16年度	平成17年度	平成18年度
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計			

10. 職員の研修 ※全職種

平成18年度に策定した「人材育成基本方針」に基づき、職員研修計画を策定し、職員の意識改革及び能力開発を進め、時代に適応した人材の育成を推進するとともに、住民サービスの向上と住民ニーズの多様化・高度化に対応した効率的な業務体制の充実を図った。

○主な研修実績(平成18年度)

区分(研修名)	内 容	対象職員	参加者数
		(階層等)	(人)
山梨県市町村研修所研修	階層研修、専門研修、特別研修、実務研修、出張研修、自主研修	該当職員及び希望者	871
市町村アカデミー研修	専門実務研修、自治政策課題研修、特別セミナー	該当者及び希望者	7
計			878

1 1 . 職員の勤務成績の評定 ※全職種

平成18年10月に中堅職員以上を対象に「人事評価制度研修会」を実施し、新しい評価制度の基本的な考え方についての周知を図った。

また、新しい評価制度の導入等を定めた本市の「人材育成基本方針」を策定し、来年度以降の制度の導入に向けた制度設計を行う方針である。

1 2 . 職員の福祉及び利益の保護 ※全職種

(1) 職員の厚生福利に関する計画

職員の健康管理に関する取組状況(平成18年度)

事業名	概要
職員の健康管理に関する周知	市役所衛生委員会の活動の中で、職員の安全衛生に関する啓発資料を作成し、インフォメーション等で職員に周知した。

(2) 職員の厚生福利の実施状況(平成18年度)

職員の健康診断の実施状況

項目	概要	検査項目	対象数(人)
職員巡回健康診断	県厚生連及び事業団への業務委託により、本庁、各支所、企業局等で日程を決めて、全職員及び臨時職員を対象に巡回健康診断を行った。(人間ドック受診者及び受診予定者は除く)	基本健診	正職709人 臨職210人
人間ドック	巡回検診受診者を除く正職員を対象に共済組合の人間ドックの受診について、基本健診は全額助成、オプションについては職員互助会から一部助成として助成事業を行った。		
住民健康診断	上記の職員巡回健康診断及び人間ドックのどちらも受診できない場合に、市の健康診断の受診を指導した。		

職員のレクリエーションの実施状況(職員互助会活動)

項目	概要	対象数(人)	実施場所	期日	参加者数(人)
職場の仲間と楽しくレクリエーション	職場における各種厚生活動に対し、助成を行った。	互助会員 (全職員)	各地	年間	641
家族と楽しむレクリエーション	親子や職場の仲間同士で、遊園地での1日を楽しんだ。	互助会員 (全職員)	遊園地 (千葉)	11月	125
コンサート等の芸術作品を楽しむ	親子や職場の仲間同士で楽しむコンサート・イベント等への参加について、助成を行った。	互助会員 (全職員)	各地	年間	123

13. 公営企業職員の状況

水道、交通事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
18	840,818	347,031	259,556	30.9	29.1

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費	(参考)市町村(政令 指定都市を除く) 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
18	39	157,393	24,807	65,572	247,772	6,353	水道事業6,895 交通事業6,715

- 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（19年4月1日現在）

○水道事業

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
南アルプス市公営企業職員	43.6 歳	339,300 円	539,100 円
団 体 平 均	45.3 歳	375,666 円	572,943 円

※H19総務省資料

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

○交通事業

職員1名のため記入せず

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
南アルプス市公営企業職員	歳	円	円
団 体 平 均	46.0 歳	339,787 円	557,726 円

※H19総務省資料

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

南アルプス市公営企業職員		南アルプス市一般行政職	
1人当たり平均支給額(18年度)		1人当たり平均支給額(18年度)	
1,717	千円	1,659	千円
(18年度支給割合)		(18年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～15%	・役職加算	5～15%
・管理職加算	措置なし	・管理職加算	措置なし

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (19年4月1日現在)

南アルプス市公営企業職員			南アルプス市一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年等	(支給率)	自己都合	勸奨・定年等
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 45～59歳(3～30%)他		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 45～59歳(3～30%)他	
1人当たり平均支給額	- 千円	24,300 千円	1人当たり平均支給額	6,423 千円	24,250 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、0
された平均額である。

ウ 地域手当 (18年4月1日現在)

本市では該当無し

支給実績(17年度決算)			-	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)			-	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
	%	人		%
	%	人		%
	%	人		%
	%	人		%

エ 特殊勤務手当（19年4月1日現在）

支給実績(18年度決算)	1,114 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	28,554 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)	100.0 %		
手当の種類(手当数)	3		
手当の名称	支給職員	支給業務	左記職員に対する支給単価
宿日直出勤手当	企業局の宿日直者	企業局の宿日直者が、給配水管の破裂等により出勤した職員	出勤1回につき、1,100円
交替手当	企業局の浄水場勤務職員	企業局の浄水場に勤務する職員で、午前零時に勤務を交替するため出勤する職員	出勤1回につき、500円
冬季特別手当	企業局職員	企業局職員に対し、12月から翌年2月までの3ヶ月間支給	8,000円/月

オ 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	3,941 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	127 千円
支給実績(17年度決算)	3,575 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	115 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（19年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる内 容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員に支給 ①配偶者 13,000円/月 ②配偶者以外の扶養親族 2人目まで 6,000円/月 (配偶者非扶養の場合は1人目 6,500円/月) (配偶者がいない場合は1人目 11,000円/月) 3人目まで 5,000円/月 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき 5,000円加算	同じ		6,114 千円	218,357 円
住居手当	自己所有の家又は借家等に居住する職員に支給 ①自己所有住宅居住職員 4,000円/月 ②借家・借間居住職員 家賃額に応じて最高27,000円まで	同じ		2,418 千円	89,556 円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 ①交通機関等利用者 6ヶ月定期券等の額を一括支給(ただし、月額換算55,000円を限度) ②交通用具使用者 ・4輪車使用者 通勤距離2km～20kmのとき 距離に応じて3,000円～11,800円を支給、20kmを超えると1kmにつき580円を加算 ・2輪車等使用者 通勤距離に応じて2,000円～24,500円を支給 ③ ①及び②の併用者 ①及び②によりそれぞれ算出した額の合計額	同じ		1,456 千円	50,207 円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給 支給額4,000円/回	同じ		2,520 千円	76,364 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 4,000円～7,000円/回支給	同じ		— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後5時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員(消防職員にあっては、睡眠時間中に割り振られて勤務する職員)に支給 勤務した時間に対し、1時間当たりの給与額に25/100を乗じた額	同じ		1,225 千円	245,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の特殊性に基づき規則で定められた職にある者に支給 役職に応じ 41,600円～75,200円を支給	同じ		5,165 千円	645,625 円

④ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日	純減数	純減率
人 39	人 35	人 4	% 10.3

イ (参考)南アルプス市行政改革(集中改革プラン)における定員管理の数値目標(数)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成18年4月1日	平成22年4月1日	4人の減

ウ 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

3(6) ④、⑤を参照

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 1 月

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	公務員				民間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
全体	23	51.6 歳	264,400	277,300				
清掃職員								
学校給食	8	51.6 歳	262,700	278,100	調理士	39.9 歳	292,100	0.95
用務員	4	58.3 歳	297,000	311,300	用務員	53.9 歳	227,200	1.37
運転手								
その他	11	49.1 歳	253,900	263,600				

「平均給料月額」とは、19 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、往居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

(平成 16 年～18 年の 3 か年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

	20 歳 未満	20 歳 } 23 歳	24 歳 } 27 歳	28 歳 } 31 歳	32 歳 } 35 歳	36 歳 } 39 歳	40 歳 } 43 歳	44 歳 } 47 歳	48 歳 } 51 歳	52 歳 } 55 歳	56 歳 } 59 歳	60 歳 以上
全体	人	人	人 1	人 1	人 3	人	人	人	人 2	人 4	人 12	人
清掃職員												
学校給食					2				1	1	4	
用務員											4	
運転手												
その他			1	1	1				1	3	4	

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行牧職給料表(二)適用

イ 昇給基準

毎年 1 月 1 日に前 1 年間に於ける勤務成績に応じ、4 号級 (55 歳以上の場合は 2 号給) を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら、国、県における同種の職員の給与等を参考とし、適正な給与制度・運用となるよう努めます。

また、職員については、退職不補充とし臨時職員等を活用します

3 具体的な取組内容

各年度における、人事院及び県人事委員会の勧告等と同等となるよう、適正な給与等への改正を実施します。

平成19年4月現在、用務員4名が在職していますが、平成21年度末までにはすべての用務員が定年退職を迎え、学校給食員は8名が5名にその他の労務職員は11名が8名に減少することから、今後、新規の技能労務職員を採用せずに臨時職員等で対応する計画です。

4 その他

技能労務職は退職者不補充とし、業務については順次民間委託又は臨時職員等での対応を推進していく。